

信用リスクに係る

標準的手法の第二次見直し案

コメントレターやQ&Sの結果等をふまえ 第一次案から大幅に修正

2015年12月10日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は「信用リスクに係る標準的手法の見直し」と題する第二次市中協議文書を公表した（コメント提出期限は16年3月11日）。同文書は、自己資本比率規制における信用リスクの計測手法の修正案を提示したものであり、14年12月に公表された市中協議文書の改訂版である。本稿では、同文書に示された提案の背景と要点を解説したい。なお、本稿における意見はすべて執筆者の個人的な見解である。

検討の背景

バーゼル委は、先般の国際的な金融危機の経験をふまえ、リスクアセット（自己資本比率の分母）計測手法の見直しを検討してきている。簡易なアプローチである標準的手法については、

リスク計測の適切性向上や比較可能性の確保等の観点から検討されており、これまでに信用リスクのほか、マーケットリスク、オペレーショナルリスク、カウンターパーティー信用リスクに係る計測手法の市中協議文書や規則文書が公表されている。こうした標準的手法の見直し

は、直接的には同手法を採用してリスクアセットを計測する銀行に関係するものであるが、バーゼル委は、内部モデル手法を採用する銀行の所要自己資本額の最低水準（資本フロア）として、標準的手法によって算出される所要自己資本額を参照することを検討しており、この点に

おいて内部モデル手法を採用する銀行にも、間接的に影響が及ぶことになる。

第一次市中協議文書 からのおもな変更点

14年12月に公表された第一次市中協議文書（第一次案）には、市中から計180通もの意見書

金融庁 総務企画局 総務課 国際室

課長補佐 青崎 稔

日本銀行 金融機構局

国際課長 下田 尚人

信用リスクに係る標準的手法の見直し

〔図表 1〕

現行と市中協議案の比較（全体像）

	現 行	第一次市中協議案 (2014 年 12 月)	第二次市中協議案 (2015 年 12 月)
ソブリン 中央銀行向け債権 公共部門向け債権	格付を参照 RW = 0 ~ 150% (自国通貨建ては 0%を適用可)	(市中協議の対象外)	(市中協議の対象外)
銀行向け債権	①国債のRW、または ②貸出先の格付を参照 RW = 20 ~ 150%	自己資本比率と 不良資産比率を参照 RW = 30 ~ 300%	貸出先の格付を参照 RW = 20 ~ 150%
事業法人向け債権	貸出先の格付を参照 RW = 20 ~ 150% (無格付の場合、100%)	売上高とレバレッジを参照 RW = 60 ~ 300%	貸出先の格付を参照 RW = 20 ~ 150% (無格付の場合、中堅企業は 85%、それ以外は 100%)
劣後債	• RW = 100% (銀行向け) • 格付を参照 (事業法人向け)	RW = 250%	RW = 150%
株 式	RW = 100%	• 上場株 : RW = 300% • 非上場株 : RW = 400%	RW = 250%
リテール (中小企業、個人向け)	RW = 75%	RW = 75%	RW = 75%
不動産担保債権 (居住用不動産)	• RW = 35% (LTV100%以下) • RW = 75% (LTV100%超)	LTV と借手の支払能力を 参照 RW = 25 ~ 100%	LTV を参照 RW = 25 ~ 75% (注)
不動産担保債権 (商業用不動産)	RW = 100%	①債務者の RW (60 ~ 300%) ② LTV を参照 (75 ~ 120%)	債務者の RW (ただし、 LTV60%以下の場合は 60%が上限) (注)
コミットメント	• 無条件で取消可能 掛け目 = 0% • その他 掛け目 = 20%、50%	• 無条件で取消可能 掛け目 = 10% • その他 掛け目 = 75%	• 無条件で取消可能 (リテールのみ) 掛け目 = [10 ~ 20] % • その他 掛け目 = [50 ~ 75] %

(注) 不動産担保債権について、返済資金が貸貸・販売収入に依存している場合、より保守的なRW(リスクウェイト)を適用。

(コメントレター) が寄せられた。また、15年前半には、各国の銀行から提供されたデータに基づく影響度分析が行われている。バーゼル委は、こうした意見や分析をふまえ、規制のデザインおよび資本賦課水準の両面で当初の案を大きく修正している。

(1) 外部格付の利用

第一次案では、銀行向け債権・事業法人向け債権について、現行のように外部格付を参照してリスクウェイト(RW)を定めるのではなく、いくつかの代替的リスクドライバを参照してリスクウェイトを決めるアプローチが提案されていた。たとえば、事業法人向け債権であれば、貸出先の売上高が大きく、レバレッジが小さいほど、リスクウェイトを小さくするという枠組みである。これは、規制における外部格付の参照を低減させることが望ましいという国際的な議論の潮流(注1)をふまえ

〔図表 2〕

銀行向け債権のリスクウェイト

A. 有格付債権

貸出先の外部格付	AAA to AA-	A+ to A-	BBB+ to BBB-	BB+ to B-	Below B-
長期債権 の RW	20%	50%	50%	100%	150%
短期債権 の RW	20%	20%	20%	50%	150%

B. 無格付債権

貸出先の 信用リスク評価	Grade A	Grade B	Grade C
長期債権 の RW	50%	100%	150%
短期債権 の RW	20%	50%	150%

- (注) 1. Grade A は、貸出先が最低規制要件（例：自己資本比率、レバレッジ比率、流動性比率）およびバッファ要件を満たし、適切な返済能力を有する場合、Grade B は、貸出先がバッファ要件を満たしていないなど、重要な信用リスクを抱えている場合、Grade C は、貸出先が最低規制要件を満たしていなかったり、監査人が不適正意見、継続企業の前提に重要な疑義を表明しているなど、重要なデフォルトリスクがある場合に該当する。
2. 短期債権は、原契約の満期が3カ月以下の債権。

た提案であった。しかし、市中からは、「少数のリスクドライバーでは、資産のリスクを適切に資本賦課に反映することは困難だが、リスクドライバーの数を増やせば実務負担が重くなる」として、外部格付の利用を再考するよう求める意見が多く寄せられた。

第二次市中協議（第二次案）では、こうした意見もふまえ、「機械的ではない方法により」外部格付を参照することが提案されている。詳細は後述するが、外部格付を参照したリスクウェイトをベースとしつつ、貸出先に対するデューデリジェンスの結果をふまえて、リスクウェイトを保守的に調整することを求めるアプローチである。なお、外部格付を参照しない代替的アプローチもあわせて提示されているが、これは、無格付の債権や外部格付を国内規制上利用できない地域（注）の銀行における取扱いとして提案されている

ものである。

(2) リスクウェイト水準の修正

第二次案では、定量的影響度調査（QIS）の結果等をふまえ、リスクウェイトの水準は、全体的に第一次市中協議案よりも引き下げられている（図表1）。たとえば、中堅企業向け債権（無格付）は、現行では100%、第一次案では企業の売上高とレバレッジの水準により90～300%のリスクウェイトを適用することになっていたが、第二次案では85%を適用することになっている。また、株式、劣後債は、現行よりは高くなるが、第一次案よりは低いリスクウェイトが提案されている（株式は300～400%から250%、劣後債は250%から150%に修正）。

なお、今回の見直しにおいて、全体の資本賦課水準の引上げは目的とはされていない。また、提案されているすべてのリスクウェイトは予備的なものであり、

今後、市中からのコメントや16年に実施するQISの結果等をふまえて見直すと考えられていることに留意していただきたい。

債権ごとの提案概要

以下では、債権カテゴリーごとに概説する。なお、ソブリン・中央銀行向け債権、中央政府以外の公共部門向け債権は、本市中協議の対象外とされている。バーゼル委では、これらの債権の取扱いについて、注意深く包括的に、時間をかけた検討が別途行われている。

(1) 銀行向け債権

現行のバーゼル合意では、二つの選択肢（イ）ソブリンのリスクウェイトを参照する、（ロ）貸出先の銀行の外部格付を参照する）が用意されており、いずれを選択するかは各国当局の裁量となっている（日本では（イ）が選択され、一律20%となっている）。

第二次案では、一定の条件のもと、貸出先の銀行の外部格付を参照してリスクウェイトを決定することが提案された（図表2）。一定の条件とは、①デューデリジェンス（貸出先の信用力評価）をふまえて、保守的にリスクウェイトを調整すること、

②政府支援を加味しない外部格付を参照すること（公的銀行を除く）、③短期債権には優遇的なリスクウェイトを適用すること、④無格付債権を貸出先の返済能力に応じて三つに区分することである。

①②について補足すると、まず、デューデリジェンスは、貸出実行時およびその後定期的、内部格付または第三者機関の分析等を活用して、貸出先のリスクプロファイルを評価し、外部格付が示唆するよりも高いリスク特性が判明した場合には、少なくとも一段階高いリスクウェイトを適用することを求めるものである。なお、監督当局には、

銀行のデューデリジェンスが適切に実施されているかを評価し、実施されていない場合には、監督上の措置を講ずるよう求めるものとなっている。

また、政府支援を加味しない外部格付の利用だが、多くの場合、格付機関は銀行自体の信用力を評価したうえで、政府支援の可能性の程度を加味し、最終的な格付として公表している。

しかし、政府支援の実現は不確定であるし、そうした支援を前提とすることにより生じるモラルハザード問題に対処するといふ政策的意図とも整合しない。このため、銀行自体の信用力に基づく外部格付を参照してリスクウェイトを決めることが提案されている。もともと、一部の格付機関を除き、多くの格付機関はこうした外部格付を公表していないことから、バーゼル委は、市中協議において提案の実施可能性・適切性を確認したうえで、最終的に判断することと

〔図表3〕

事業法人向け債権のリスクウェイト

貸出先の外部格付	AAA to AA-	A+ to A-	BBB+ to BBB-	BB+ to BB-	Below BB-	無格付
RW	20%	50%	100%	100%	150%	100% (中堅企業向けは 85%)

している。

(2)事業法人向け債権

現行、貸出先の外部格付を参照してリスクウェイトが決定されているが（無格付債権は100%）、本市中協議でも、一定の条件のもと、貸出先の外部格付を参照してリスクウェイトを決定することが提案されている（図表3）。すなわち、有格付債権については、銀行向け債権と同様、デューデリジェンスの結果をふまえ、保守的にリスクウェイトを調整することが求められる。他方、無格付債権については（銀行向け債権と異なり）、多様な業種にまたがる債権カテゴリーについて、規制を複雑化せずに、銀行間の比較可能性が担保されるようなかたちで債権を区分することは困難と考えられたため、現行同様、一律のリスクウェイト（100%）とすることが提案されている。ただし、中堅企業向け債権は、信用リスク削減手法にお

いて勘案され

ていない物的

担保がある場

合が多いこと

また、デフォ

ルト相関の低

さが考慮され

その他の事業

法人向け債権

（無格付）よ

りも低いリス

クウェイト

（85%）が提

案されている

なお、中堅企

業の定義は、

内部格付手法と

の平仄を合わせ

「売上高5000万

円未満の企

業」とするこ

とが提案されて

いる。

(3)特定貸付債権

現行では事業法人向け債権として扱われているが、規制のリスク感応度を向上させるなどの観点から、独立した債権カテゴリーとして整理する方向で検討

〔図表4〕 特定貸付債権（無格付）のリスクウェイト

オブジェクト・ファイナンス コモディ・ファイナンス	120%
プロジェクト・ファイナンス	150%（運用段階前） 100%（運用段階）

されている。第一次案では、外

部格付の利用を排除することが

提案されたが、第二次案では、

有格付債権（案件格付に限る）

は、事業法人向け債権と同様に

外部格付を参照してリスクウェ

イトを決め、無格付債権は、図

表4のように債権の性質にに応じ

て一律のリスクウェイトを適用

することが提案されている。

なお、プロジェクト・ファイ

ナンスについては、市中からの

コメントをふまえ、運用段階に

至ったプロジェクトのリスクウ

ェイトは引き下げることが提案

されている。「運用段階」の基

準として、①ネット・キャッシ

ュフローが正であり、契約上の

債務残高をカバーするのに十分

であること、②長期債務が減少

していることが示されているが、

この適切性についてはあらため

て市中にコメントを求めている。

(4)株式、劣後債等の資本性商品

現行では、株式および金融機関発行の劣後債には100%の

リスクウェイト、事業法人発行

の劣後債には外部格付を参照し

たりリスクウェイトが適用されて

いる（ただし、金融機関発行の

株式・劣後債のうち、意図的な

相互持合いや10%超出資等に対

しては、資本控除または250

%のリスクウェイトを適用）。

第一次案では、株式について

は、内部格付手法における簡易

手法と整合させる観点から、上

場株300%、非上場株400

%、劣後債については250%

というリスクウェイトが提案さ

れていた。その後、バーゼル委

では、内部格付手法において複

数の計測方法が許容されている

ことやQISの結果などをふま

え、資本賦課の水準を第一次案

よりも引き下げる方向で議論が

なされ、第二次案では株式に2

50%、劣後債に150%のリス

クウェイトを適用することが

提案されている（ただし、意図的な相互持合い等の取扱いは、現行維持）。

信用リスクに係る標準的手法の見直し

〔図表5〕

居住用不動産（不動産担保債権）のリスクウェイト

A. 一般債権

LTV ≤ 40%	40% < LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV ≤ 90%	90% < LTV ≤ 100%	100% < LTV
25%	30%	35%	45%	55%	債務者の RW

B. 返済資金が不動産の賃貸・販売収入に依存している場合

LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV
70%	90%	120%

〔図表6〕

商業用不動産（不動産担保債権）のリスクウェイト

A. 一般債権

LTV ≤ 60%	60% < LTV
債務者の RW（ただし、60%が上限）	債務者の RW

B. 返済資金が不動産の賃貸・販売収入に依存している場合

LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV
80%	100%	130%

(5) リテール（中小企業、個人向け債権）

現行では、一定の基準（1 債務者に対する与信額が小さく、かつ、リテール・ポートフォリオ全体のなかで十分に小口分散の図られたものであることなど）を満たす場合には、75% のリスクウェイトが適用されている。

バーゼル委では、リスク感応度を高める観点から、担保や収入、残存期間などによって、リテール与信を細分化することが検討されてきたが、検討の結果、適切なリスクドライバを特定するには至らなかった。このため、基本的に現行の取扱いを維持することが提案されている。

(6) 居住用不動産（不動産担保債権）

現行では、居住用不動産について、担保により全額が保全されている場合（すなわち、LTV 比率が100%以下の場合）、一律35%のリスクウェイトが適

用されている（LTV 比率が100%超の場合、リテール与信として75%のリスクウェイトを適用）。

本市中協議では、リスク感応度を高める観点から、①一定の要件（借手の支払能力の評価、担保の性質・実効性、適切な手続）を満たす場合、LTV の水準を参照してリスクウェイトを決定すること、②返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的なリスクウェイトを適用すること、が提案されている（図表5）。後者には、アパートローンなどが含まれるが、70～120%のリスクウェイトを適用することになっている。

なお、LTV は「ローン総額 ÷ 担保価値」により算出されるが、ローン総額は残高ベース、担保価値は貸出時の計数とされている。ただし、担保価値の算出にあたり、各国当局は市場価格の下落を反映するよう銀行に

〔図表7〕

オフバランスシート取引の掛け目（CCF）

	現 行	第一次案	第二次案	（参考）基礎的 内部格付手法
任意の時期に無条件で取 消可能なコミットメント	0%	10%	[10～20%] ※リテールのみ	0%
その他のコミットメント	20%（原契約 期間1年未満） 50%（原契約 期間1年超）	75%	[50～75%]	75%
NIF、RUF	50%	75%	[50～75%]	75%

（注） NIF（note issuance facilities）、RUF（revolving underwriting facilities）は、一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、銀行が一定の条件のもとで当該証券の買取等を約束する取引。

求めることも可能であると言及されている。
（7）商業用不動産（不動産担保債権）
 商業用不動産向け融資は、過去、多くの国々において不良債権の原因となってきたことから、現行では、担保の水準にかかわらず、一律100%のリスクウェイトが適用されている。バーゼル委では、商業用不動産の定義を明確化するとともに、リスク感応度を高める観点から担保の取扱いがあらためて検討されてきた。

①担保の実効性といつた諸要件を満たす場合、LTVの水準を参照してリスクウェイトを決定すること、②返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的なリスクウェイトを適用することが提案されている（図表6）。この結果、事業法人向け債権などであつても保守的な不動産担保（LTV比率60%以下）がある場合は、60%以下のリスクウェイトが適用されることになる。

（8）通貨ミスマッチ
 現行では捕捉されていないが、事業法人向け債権、リテール、住宅ローンについて、貸出金と債務者の収入に通貨のミスマッチがあり、かつ、ヘッジされていない場合には、50%のリスクウェイトをアドオン（上乗せ）することが提案されている（ただし、アドオン後のリスクウェイトの最大値は150%）。提案の背景としては、たとえば、金利水準の高い東欧諸国において、住宅ローンを（金利水準の低い）スイスフラン建てで借りるケースが多く、スイスフランが高騰すると、債務者の返済能力が著しく減退するといったことが問題視されてきたことがあげられる。

本論点は、第一次案にも含まれていたが、市中からのコメントをふまえ、事業法人向け債権も対象とすること、また、ヘッジの効果を勘案すること（金融機関との先物契約等がある場合、貸出金の通貨とマッチする送金・輸出収入等がある場合）が提案されている。

（9）オフバランスシート取引
 オフバランスシート取引には、想定元本額に掛け目（CCF）を乗じたうえで、債務者のリスクウェイトが適用されているが、内部格付手法との整合性確保等の観点から、掛け目の見直し提案されている（図表7）。大きな変更となるのは、任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント（クレジットカードや

当座貸越の貸出枠等)の取扱いは、市中協議では、90日超延滞

であるが、取引先の信用力が悪化している場合であっても、リスク管理能力やレピュテーション上の問題があるために実際に取り消すことは困難なのではないか、実際に取り消されるケースは契約上なんらかの条件がある場合ではないかといった見方から、一般のコミットメントと同様に扱うことが提案されている(ただし、リテール向けについては、取消しに伴う制約が比較的少ないとの見方から、低い掛け目を適用することを提案)。

なお、掛け目については、QISによる分析をふまえる必要があるとの考えから、幅のある水準が示されている。

(10)デフォルト債権(延滞債権)

現行では、90日超延滞している債権の非保全部分(個別貸倒引当金、部分直接償却額でカバーされていない部分)に対して、保全率に応じたリスクウェイト(50~150%)が適用されて

いる。

本市中協議では、90日超延滞しているか、債務者による返済が見込めない債権の非保全部分に対して、一律150%のリスクウェイト(ただし、一般の住宅ローンは100%)を適用することが提案されている。

今後のプロセス

今後、バーゼル委では、市中からのコメントおよびQISをふまえた再検討が行われ、16年末をメドに規則文書を最終化することが予定されている。現在、バーゼル委は、一般の金融危機を契機とした一連の規制改革を16年末までに最終化することを目指して作業しており(注3)、今後、本件についても、そうした改革全体の一つのパーツとして最終化に向けた検討が行われていくことになる。

なお、新手法に基づく規制の具体的な適用時期は未定である

が、市中協議文書では十分な時間をかけて導入するとともに、必要な場合には経過措置の設定を検討するとの方針が示されている。

* * *

標準的手法は、さまざまな地域、規模の金融機関に利用される手法であることから、簡素な枠組みであることが求められる一方、資本フロアの参照基準としても利用される予定であることから、内部格付手法を採用する金融機関にとっても、妥当性のある枠組みとする必要がある。こうした将来の標準的手法に求められる簡素さとリスク感応度のバランスの問題は、今後も市中からの意見やデータ分析の結果をふまえつつ、微妙な舵取りが求められるなかで最終的に判断されていくことになる。こうした検討において、規制見直しの趣旨をふまえつつ、わが国の実情にも沿った合理的で現実的な見直しとなるよう、バーゼル

委での議論に貢献していきたいと考えている。

(注1) たとえば、「格付機関格付への依存の低減のための原則」(10年10月、金融安定理事会…FSB)

2 たとえば、アメリカでは、10年に成立したドッド・フランク法において、法令から外部格付に関連する規定を削除することが定められている。

3 Basel Committee on Banking Supervision, "Finalising post-crisis reforms: an update — A report to G20 Leaders" (November 13, 2015)

あおさき みのる

一橋大学法学部卒、コーネル大学法科大学院修了。01年財務省入省。08~10年金融庁にてバーゼル委の交渉を担当。スタンフォード大学客員研究員等を経て、14年から現職。

しもだ なおと

一橋大学法学部卒。92年日本銀行入行。金融市場局企画役、国際局企画役、財務省官房企画官(国際金融担当)、日本銀行香港事務所長等を経て、15年から現職。